

令和7年度からの

# 新しいタクシー券助成制度について

## (地域交通助成券)

市から指定を受けたタクシー事業者（6社、裏面参照）で、事前に交付された「タクシー券」を使うと最大3,000円（1回あたり）の助成（補助）が受けられる制度です。

### 【利用対象者】

稲敷市に住所をもつ、①～③のいずれかに該当する方が利用できます。

- ① 満65歳以上の方（基準日：当該年度の4月2日）
- ② 障害者手帳や、療育手帳、指定難病特定医療受給者証等を所持している方
- ③ 妊産婦の方
- ④ 上記以外の理由で移動が困難な状況の方（担当者までご相談ください。）

(条件)

- ・自動車運転免許証を持っていない方
- ・自動車を所有していない方



**注意）タクシー券は本人のみの利用です。**  
(※家族、他人への譲渡はできません。)

### 【申請の方法】

#### 登録・申請

市役所産業振興課で申請

- \*東支所、新利根公民館、桜川公民館でも申請可能
- \*代理の方でも申請可能

\*申請する時の持ち物・・・身分などを証明できる書類

(身分証、障害者手帳、療養手帳、受給者証、母子手帳など)

#### 利用券交付

月4枚×3月までの月数分を交付

※同世帯以外の代理申請の場合、本人へ直接郵送します。



**【助成金額】** … 乗車料金に応じた利用者負担額を差引いた金額を助成金額としますので、補助率は変動します。

**助成上限額：3,000円**

### ≪利用者負担額一覧表≫

乗車料金（タクシー料金）	利用者負担額
～1,000円以下	500円
1,001円～2,000円以下	1,000円
2,001円～3,000円以下	1,500円
3,001円～4,000円以下	2,000円
4,001円～5,000円以下	2,500円
5,001円～6,000円以下	3,000円
6,001円～	※3,000円を控除した額



例) 乗車料金が2,500円の場合 … 2,001円～3,000円以下に該当 ⇒ お支払いは、1,500円

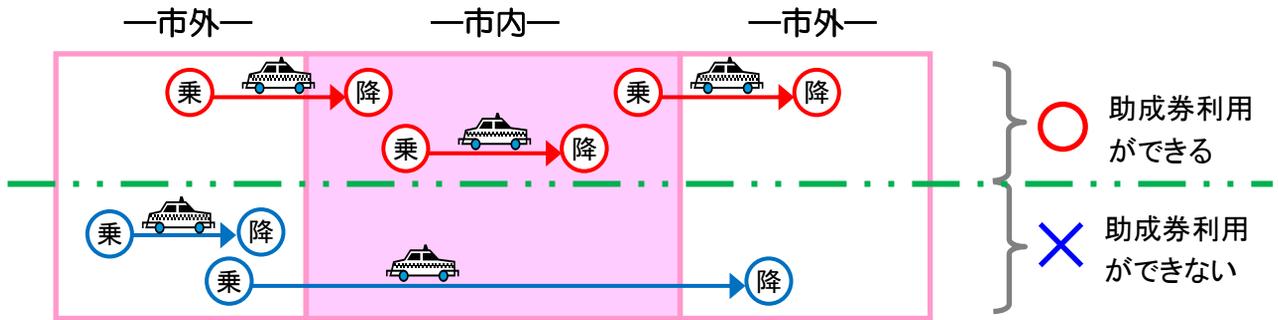
※乗車料金が6,001円以上の場合、助成金額の上限である3,000円を差引いた金額を負担する。

乗車料金(8,000円) - 助成金額(3,000円) = 利用者負担額(5,000円) となります。

## 【タクシー券の利用方法】

1. タクシーの利用 … 利用券が使えるタクシー会社に連絡
2. 券の利用方法 … 目的地に到着後、お支払いの際にタクシー券を運転手に渡す  
1回の乗車につきタクシー券は1枚のみ使用  
(相乗りの場合でもタクシー1台につき1枚を使用)
3. 料金の支払い … 乗車料金に応じた利用者負担額を支払います

〈利用できる区間〉 条件≫ 乗降場所のいずれかが市内であること。



## タクシー券(稲敷地域交通利用券)が使える会社

※タクシー会社により、利用できるエリアが異なります。

タクシー事業者名	市内⇄市内、市外	市内⇄鹿行地区	市内⇄千葉県北総地域
江戸崎合同ハイヤー 029-892-2031	○	○	○
霞ヶ浦交通 029-892-6107	○	○	○
大利根タクシー 0297-87-2194	○	○	○
金江津タクシー 0297-86-2597	○	○	○
神崎交通 (香取市) 0478-72-3030	×	×	○
都市交通 (成田市) 0120-07-1258	×	×	○

### <注意事項>

**鹿行地区**とは、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市です。

**千葉県北総地区**とは、香取市、成田市、佐倉市、八街市、印西市、白井市、富里市、神崎町、多古町、東庄町、酒々井町、栄町、芝山町です。

タクシーは法律上の制限により、営業区域(乗降できる場所)が限定されています。

行き先等により、配車・乗車を断られる場合があります。

万が一、**法律に違反する利用を強要した場合**は、タクシー券の没収や翌年度以降の交付停止となりますので、ご注意ください。

**注意) 紛失や券をすべて使い切った場合などは、再発行はできません。**



ご不明な点など、分からないことがありましたら、  
稲敷市 産業振興課 公共交通担当 ☎029-892-2000 (代)  
又は、運行事業者にお気軽にお問合せください。